

議案第 四八号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
三朝町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する

昭和四十年七月九日 提出

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾年七月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



昭和四十年三朝町条例オ二二号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和三十九年三朝町条例オ十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「所得税法（昭和二十二年法律オ二十七号）」を「旧所得税法（昭和四十年法律オ三十三号）による

改正前の所得税法（昭和二十二年法律オ二十七号）」をいう。次項において同じ。」に

同条オ二項中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

第八条オ三項中「所得割額の算定の方法」を「所得割額の算定の基礎となる税率」に「第二章第一節に規定する

方法」を「第三十四条の三に規定する税率」に「当該規定」を「当該税率」に改める。

第十一条オ二項オ二号中「一万五千円」を「二万五千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の国民健康保険税から適用する。